

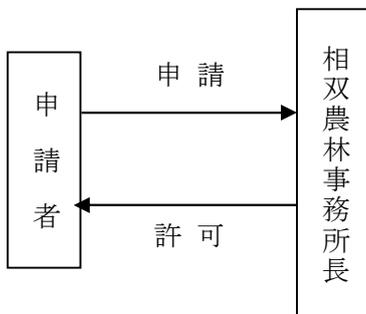
### 3 海岸法

〔占用、制限行為の許可〕（第7条、第8条、第37条の4、第37条の5）

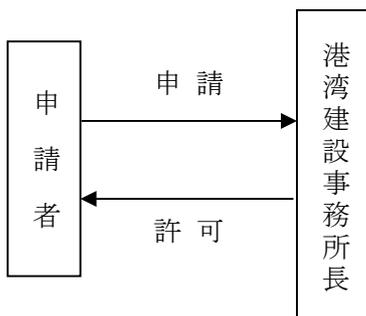
法の趣旨	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。		
許可の必要な行為	<p>1 海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。） 海岸保全区域内において海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて、海岸保全区域を占用する場合</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※ 海岸保全施設とは？ 海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が指定したものに限る。）、その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。</p> <p>2 一般公共海岸区域（水面を除く。） 一般公共海岸区域内において施設又は工作物を設けて、一般公共海岸区域を占用する場合</p>		
許可の必要な区域	<p>1 海岸保全区域 法第3条により、都道府県知事が指定する。（参考資料8参照）</p> <p>2 一般公共海岸区域 法第2条第2項</p>		
許可権者	<p>海岸管理者……知事（担当する出先機関の長が専決）</p> <p>主務大臣 { 農林水産大臣……農地、漁港海岸           国土交通大臣……港湾、一般海岸</p>		
許可基準	海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。		
行為の制限	<p>海岸保全区域において次の行為は制限される。</p> <p>1 土石（砂を含む）の採取</p> <p>2 水面又は公共海岸の土地以外の土地において他の施設等を新設し、又は改築すること</p> <p>3 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為</p>		
担当機関	(本庁機関)	(出先機関)	
	1 農地海岸	農林水産部 農地管理課	相双農林事務所 農村整備部農地計画課
	2 港湾・漁港海岸	土木部 港湾課	小名浜港湾建設事務所管理課 相馬 " 総務課
	3 一般海岸	土木部 河川計画課	建設事務所総務部行政課 土木事務所総務課

手続フローチャート

1 農地海岸

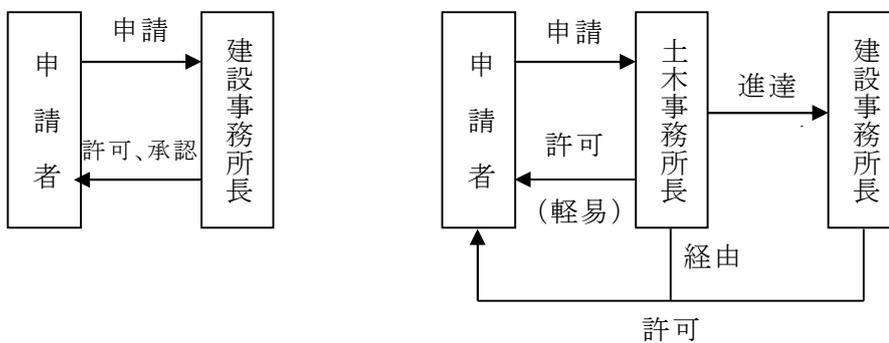


2 港湾・漁港海岸



3 一般海岸

(土木事務所管内)



備考